（令和２年　大阪市消防局）

**【南海トラフ地震対策作成上の留意事項】**

南海トラフ地震対策（以下「対策」という。）の作成にあたっては、施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に即して保安確保策を具体化しながら、これを明確に規定することが重要である。

なお、対策作成上の留意事項は、次のとおりである。

１　対策第２条に掲げる地震防災隊の組織は、既存の予防規程に定める組織を用いることが望ましい。

２　対策第５条に掲げる従業員の任務における初動体制は、地震が発生し、その揺れが収まったと判断したときは、次の事項に留意し、直ちに建物（施設）全体の被害状況を調査する必要がある。

（調査事項）

　・火災の発生及びガス漏れ

　・建物（施設）の損壊（緊急性がある場合）

　・負傷者の有無

　・危険物の流出

　・避難経路の状況（避難場所までの状況）

３　対策第６条に掲げる情報収集連絡班の任務においては、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した伝達手段の確保に留意する必要がある。

４　対策第７条に掲げる避難誘導班の任務においては、次の事項に留意する必要がある。

（留意事項）

・避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること

・伝達方法＝メガホン、拡声器、館内放送設備（非常放送設備含む）

・避難場所への避難経路図等を予め作成し掲出しておくこと

・隊長は諸般事情により伝達手段及び避難誘導班員に不足を生じると判断した場合は、他の従業員の中から代替要員の確保に努めること

・負傷者が発生した場合は、応急手当を施すとともに、すみやかに引き継げない場合にあっては、応急救護所等の設置場所に搬送すること

５　対策第８条に掲げる消火応急処置班の任務における施設の緊急停止の方法、手段等は、次の事項に留意する必要がある。

（給油取扱所における緊急停止の例）

・給油作業を直ちに中止し、セルフスタンドにおいては緊急停止スイッチによりポンプ停止を行うこと

・移動タンク貯蔵所から荷卸し中の場合にも、荷卸しを中止し、注油ホース内の滞油に留意し、移動防止措置（サイドブレーキ、車止め等）を確認すること

（給油取扱所以外の危険物施設における緊急停止の例）

事業所の有する設備等により異なるため、以下に緊急停止に係る着眼点を示す。

・緊急停止手順の確認

・従業員が手動で停止させなければならない場合における、手動停止に係る指示命令系統、連絡体制、人員体制等を構築

・各設備の破損、停電、浸水が発生した場合の被害軽減措置等

・施設の緊急停止に伴い危険物を取り扱う装置等での異常反応や圧力上昇等により火災流出等の事故が発生することがないよう、施設における貯蔵・取扱いの工程に応じた被害軽減措置等

６　対策第13条に掲げる避難場所の記入例は、次によるものとする。

（記入例）

・自社ビル

・近隣の堅固な建物

・近隣にある公立小学校、中学校、高校等

・広域避難場所等